

(案)

那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子の共同発行に関する協定書

那覇市（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）とは、甲が実施している「こんにちは赤ちゃん訪問」において配布する子育て支援に関する情報を掲載した冊子（以下、「本件発行物」）の制作および発行に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（本件発行物）

- 第1条 甲及び乙は、本件発行物を、本協定の定めに基づき対等な立場で、協力して製作する。
- 2 乙は、本件発行物を、那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子の仕様書（以下、「仕様書」という。）に基づき製作（デザイン、印刷、甲への納入を含む。以下同じ。）する。
 - 3 甲は、本件発行物を、仕様書に基づき発行し、配布する。
 - 4 乙は、本件発行物の製作に係る費用の一切を負担し、乙から甲へ無償で提供する。ただし、甲が乙に提供するデータの送付費等にかかる費用は、甲の負担とする。
 - 5 甲は、本件発行物の一部に、乙が募集した広告（乙自らの広告を含む。以下、「本件広告」という。）が事前に甲と乙が協議し、甲の承諾後、掲載されることを認める。ただし、広告の掲載位置、掲載数、広告の内容等につき、甲が事前に認めたものに限るものとする。

（本件発行物の製作）

- 第2条 本件発行物の製作スケジュールは、乙が甲に提示し、甲乙協議の上決定するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に基づき決定した製作スケジュールを遵守し、協力して本件発行物の製作を進めるものとする。
 - 3 甲及び乙は、製作スケジュールを遅延し、又はそのおそれがある場合、相手方に対して速やかに通知したうえで、甲乙間の協議にて、製作スケジュールを再調整する。
 - 4 甲は、本件発行物の製作に必要な情報（以下、「甲の指定情報」という。）を、電子データ（文字の場合は、文字データとして認識できるものに限る。）にて乙に提供する。
 - 5 本件発行物について、甲が校正できる回数は仕様書に定めるとおりとする。
 - 6 甲及び乙は、本件発行物の校正作業を協力して行い、乙は、甲の校了をもって印刷を開始するものとする。
 - 7 乙は、仕様書に定める場所に、本件発行物を納入する。
 - 8 甲は、乙が本件発行物の印刷業務および配送納入業務を第三者に委託することを認める。

（本件発行物の検収）

- 第3条 甲は、本件発行物の納入をうけた日から10開庁日以内に本件発行物を検査し、そ

(案)

の結果を乙に通知する。

- 2 甲が検査の結果を通知しないまま前項の期間が経過したときは、本件発行物は検査に合格したものとみなす。
- 3 本件発行物が検査に合格であった場合、甲は乙に対して速やかにその旨を通知する。本件発行物が検査で不合格であった場合、乙は速やかに当該不合格部分を補修し、甲に再納入するものとする。この場合における検査も、本条の定めを準用する。
- 4 本件発行物において、第1項の検査後であっても、当該検査にて発見できない誤植、乱丁・落丁その他不備があった場合、甲乙協議の上、本件発行物が乙から甲への無償提供であることを考慮して、その追完方法を決定する。

(本件広告の募集等)

第4条 乙は、法令等を遵守して本件広告の募集を行うものとする。また、乙は、本件発行物の発行趣旨等を、本件広告の掲載候補者（以下、「広告候補者」という。）に対して説明する義務を負う。

- 2 乙は、乙自らの名義で本件広告を募集するものとし、甲が募集し、又は甲を代理して募集しているかのように広告候補者に錯誤させてはならない。
- 3 乙は、原則として本件広告の募集を自らで行うものとし、甲は本件広告の募集においてなんら義務を負わないが、ホームページ及び公文書等により、乙が協働発行业者に決定したことを公表し、広告の募集が滞りなく行えるよう努める。
乙は、本件発行物の発行趣旨に沿う属性（所在地、業種等）の広告候補者を募るよう、努力する。
- 4 乙は、本件広告の内容が、広告に係る法令等及び甲の定める「仕様書5 広告」に定める内容（以下、総じて「広告に係る法令等」という。）を遵守する。
- 5 乙は、本件広告の掲載者（以下、「広告主」という。）及び広告の内容が決定した場合、遅滞なく甲に報告する。
- 6 甲は、前項の報告を受け、本件広告に係る審査を実施し、本件発行物への掲載の可否を乙に通知する。
- 7 乙は、本件広告について、甲から修正指示（広告に係る法令等を根拠としたものに限る。）を受けた場合、当該修正指示に従って修正を行うものとする。
- 8 乙は、本件広告の掲載に伴い、広告主から広告掲載料を徴収することができるものとする。
- 9 本件広告の募集結果は、第1条第4項の定めは何ら影響しないものとし、乙は本件広告を掲載しない場合であっても、本件発行物の製作に係る費用の一切を負担し、甲へ無償で提供する。

(知的財産権等)

第5条 甲は、甲の指定情報が第三者の権利を侵害していないことを保証する。

- 2 乙は、本件広告及び乙が単独で本件発行物に掲載した情報（以下、本件広告と併せ

(案)

て「乙等の情報」という。)につき、第三者の権利を侵害していないことを保証する。

3 甲は、甲の指定情報につき、第三者の著作権を侵害したと認められる際には甲の責任において対応するものとし、乙は、乙が乙等の情報につき、第三者の著作権を侵害したと認められる際には乙の責任において対応するものとする。

4 甲の指定情報の著作権その他権利は、甲に帰属するものとする。

5 乙等の情報の著作権その他権利は、乙又は正当にその権利を有すべき者に帰属するものとする。ただし、乙は、本協定期間中及び本件発行物の配布期間中に限り、以下の場合において、甲が乙等の情報を含む本件発行物の全部又は一部を利用することについて、本協定の締結をもってあらかじめ許諾する。

(1) 甲が運営・管理する媒体（ホームページ、広報誌等）にデータや写真を掲載する場合

(2) 第三者の運営・管理するSNS等の媒体における甲のアカウントにおいて、データや写真として掲載する場合

(責任関係)

第6条 甲は、本件発行物の発行事実及び甲の指定情報に係る責任を負うものとし、甲の指定情報に関する苦情、クレームその他トラブル（以下、「苦情等」という。）は甲の責任において、対応するものとする。

2 乙は、乙等の情報に係る責任を負うものとし、乙等の情報に関する苦情等は乙の責任において、対応するものとする。なお、広告主そのものに関する苦情等については広告主が責任を負うものとするが、乙は広告主にその責任を負わせる義務を負うものとする。

3 前2項にかかわらず、甲及び乙は苦情等の早期解決のために、相手方に誠実に協力するものとする。

(発行の見直し等)

第7条 甲は、本件発行物の発行前後にかかわらず、本件発行物の発行を継続できない重大な事情が生じた場合、甲乙協議の上、発行の全部又は一部を中止することができるものとする。

2 発行中止が不可抗力又は甲乙いずれの責にも帰せざる事由の場合、甲及び乙は相手方に対して何ら責任を負わないものとする。

3 発行中止が甲の責に帰すべき事由である場合、甲は乙に生じた損害（発行中止時点において乙が本件発行物の製作に要した額〔人件費等を含む。〕を上限とする。）を賠償する。

4 発行中止が乙の責に帰すべき事由である場合、乙は自らの費用負担をもって本件発行物の回収・再製作をする等、甲の指示に従い履行を追完するものとする。

(仕様書等の変更)

(案)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書もしくは業務に関する指示についての変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。ただし、当該変更によって乙に追加の費用若しくは損害が生じる場合、又は定められた納期に支障が生じる場合は、仕様書の変更について甲乙協議の上、決定する。

(再委託)

第9条 乙は、事前の甲の承諾なく、本件発行物の製作の一部又は全部を第三者に委託してはならない。ただし、本協定において別段の定めがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、本協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(外部への情報発信)

第11条 甲は、本件発行物にかかる広報を行う場合で、当該広報内で乙について言及する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

(機密の保持)

第12条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏らしてはならず、また本協定の履行の目的以外に利用してはならない。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、本協定締結日から仕様書における本件発行物の配布期間である令和11年4月末日までとする。但し、実情に鑑みてやむを得ない理由がある時は、甲乙協議の上、その期間の変更等を定めることができる。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙は、解除希望日の1か月前までに相手方に書面で通知し、双方合意の上で、本協定を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下、「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 暴力的組織の構成員又は構成員とみなされる者(以下、「構成員等」という。)が、役員等(役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者

(案)

- を含む。以下同じ。) となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用し、又は暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
 - (9) 本協定に関し、暴力的組織若しくは構成員等から不当介入を受け、若しくは不当介入による被害を受けたにもかかわらず甲に報告せず、又は所轄の関係行政機関に届け出なかったとき。
 - (10) 乙が、前各号のいずれかに該当する者を下請け契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合行為等に対する解除措置)

第 15 条 甲は、前条第 2 項に定めるもののほか、本協定に関して、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）の規定により排除措置命令を受け、確定したとき。
- (2) 独占禁止法の規定により課徴金の納付を命じられ、確定したとき。

(その他)

第 16 条 本件発行物は、甲乙の信義誠実を基本として発行するが、本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。本協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

(案)

乙